

平成24年度
スマートコミュニティ導入促進事業
〔Ⅱ. スマートコミュニティ構築事業〕
公募要領

平成25年1月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

目次

1. 事業の背景及び目的について	・・・・・・・・ P. 1
2. 補助対象事業について	・・・・・・・・ P. 2
3. 補助対象事業の詳細・採択条件	・・・・・・・・ P. 4
4. 補助対象事業者について	・・・・・・・・ P. 10
5. 補助率及び補助対象経費等について	・・・・・・・・ P. 11
6. 応募手続について	・・・・・・・・ P. 13
7. 審査・採択等について	・・・・・・・・ P. 16
8. 説明会の開催	・・・・・・・・ P. 17
9. 問い合わせ先	・・・・・・・・ P. 18
10. 応募書類等の提出順序について	・・・・・・・・ P. 19
11. 応募書類等の様式	・・・・・・・・ P. 20
12. 参考資料	・・・・・・・・ P. 30

1. 事業の背景及び目的について

東日本大震災では、多くの地域で停電が続き、長期間にわたり電気やガスが供給されない等、エネルギー供給システムが大規模ネットワークに過度に依存していたことが明らかとなりました。

このような背景の下、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーは、エネルギー資源として限りがないことや分散電源としての設置の容易さ、コンパクトさ、需要家自らがエネルギーを発電し、使うことができる電源である特徴を有しており、災害時の最低限のエネルギーを供給するインフラとしても有効であると考えられます。

この事業は、東日本大震災において被災した地域において、停電時にもっともエネルギー供給が必要とされる建物、施設等に再生可能エネルギー及び蓄電池を中心としたエネルギーシステムを導入することで、災害時で電気やガソリン等のエネルギーが不足する状況においても、災害時に必要となる機能を維持する最低限の電気を供給することができる「スマートエネルギーシステム」といった分散型のエネルギーシステムが必要となっていることを踏まえ、需要サイドに設置する太陽光発電等の再生可能エネルギー及び蓄電池の組み合わせを主とした分散型エネルギー供給システムの普及により、災害に強いエネルギーシステムの構築に貢献することを目指すものです。

また、このようなスマートエネルギーシステムは、スマートハウスやビル、地域のエネルギーマネジメントシステム等との連携で面的広がりを持つことにより、次世代のエネルギー・社会システム（「スマートコミュニティ¹⁾」）へと発展していくことが期待されています。

¹⁾ ITと蓄電池を用いて、需要家側の最適制御を行うことにより再生可能エネルギーの大量導入を可能とするスマートグリッド技術などを活用し、家庭、産業、交通などの分野でエネルギーの効率的な活用を行う社会システム。

2. 補助対象事業について

下記の内容を含んだ次世代エネルギー・社会システム構築に向けたプロジェクトを公募します。なお、採択された事業については、国際標準化や事業の評価に必要な範囲で協力いただきます。

本事業の実施に当たっては、平成24年2月に公募を行った『Ⅰ. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』において策定し、「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定された地域のマスタープランに基づき、導入されるシステムや機器、プロジェクトマネジメントに必要な経費について補助を行います。事業期間は、最長で平成28年3月10日までとします。

『Ⅱ. スマートコミュニティ構築事業』

『Ⅰ. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の成果となるマスタープランに基づき、導入されるシステム及び機器、プロジェクトマネジメントに必要な費用を補助します。

補助対象システム・機器（それぞれ付属システム・機器を含む）

- (1) 再生可能エネルギーシステム（太陽光発電等）
- (2) 分散型エネルギーシステム（コージェネレーション等）
- (3) 蓄電池システム
- (4) 電気自動車等交通システム（電気自動車、燃料電池自動車等）
- (5) 電力流通システム
- (6) 地域熱融通システム
- (7) エネルギー管理システム（CEMS 等）

この中で、以下の要件を満たす対象システム・機器に限って採択します。

- (1), (2), (3), (4), (5), (6), (7) について
 - 補助対象システム・機器は、提案時において商用実績のあるもの、若しくは、導入時において次世代エネルギー・社会システム実証事業又は次世代エネルギー技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証が完了する予定のものであること。
- (1), (2), (3), (4) について（いずれか満たすこと）
 - 地域エネルギー管理システム等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能である、又は、そのための機能拡張が具体的に可能となっている。
 - 法令やまちづくりガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。
 - (3) について、エネルギー事業者が所有もしくは運用するもの。
 - (4) について、システムから住宅等へのエネルギーの外部出力が可能であるもの。

○ (7) について (いずれも満たすこと)

- 『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』における主たるエネルギー事業者、または、主たるエネルギー事業者を含む『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の申請者合計で議決権の50%を超えるSPC等の事業体が、所有又は運用に係わるシステムであること。
- 次世代エネルギー・社会システム実証事業又は次世代エネルギー技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証予定の地域エネルギー管理システムにおける主要な部分を含むこと。

プロジェクトマネジメントに関する要件 (いずれも満たすこと)

- プロジェクトマネジメントを担当する法人は、市街地再開発、PFI、プラントエンジニアリングの事業領域において5億円以上の事業費を要したプロジェクトにおける業務実績を有する者をプロジェクト・マネージャーとして任用すること。
- プロジェクトマネジメントを担当する法人は、エネルギー管理システム導入の前提となる対象施設の建設工期等を含め、本事業に係る全体工程管理とエネルギー管理システム導入納期を遵守するよう工程を管理する責任を負うこと。

3. 補助対象事業の詳細・採択条件

『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の成果となるマスタープランに基づき、導入されるシステム及び機器、プロジェクトマネジメントに必要な費用を補助します。

※今回は平成24年度に発生する費用について公募するものです。

(1) 公募期間

平成25年1月11日（金）～平成25年1月31日（木）12：00必着

(2) 申請書

事業者は以下の事項につき、様式第1～様式第2に基づき申請書を提出する必要があります。

① 申請時点で明かにする内容について

下記の項目について、様式第2 実施計画書の『2. 事業内容』に記載すること。

『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』で構築したマスタープランと整合性を図った内容であること。申請内容は、「次世代エネルギー・社会システム協議会」における認定の際の委員からのコメントを踏まえたものであること。

なお、「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定されたスマートコミュニティ・マスタープランについて、一部修正・変更がある場合は、下記（ア）について記載し提出すること。

（参考）マスタープランの内容について

※地域毎にプロジェクトマネジメントを担当する法人が取り纏めを行い、プロジェクトマネジメントを担当する法人から提出すること。

※協議会で認定されたマスタープランに基づく計画であること。

（ア）スマートコミュニティ・マスタープラン（全体概要）

・スマートコミュニティ事業概要

エネルギー管理システム導入の前提となる不動産開発事業（防災施設の整備含む）を必須として、スマートコミュニティ事業全体の概要を記載して下さい。

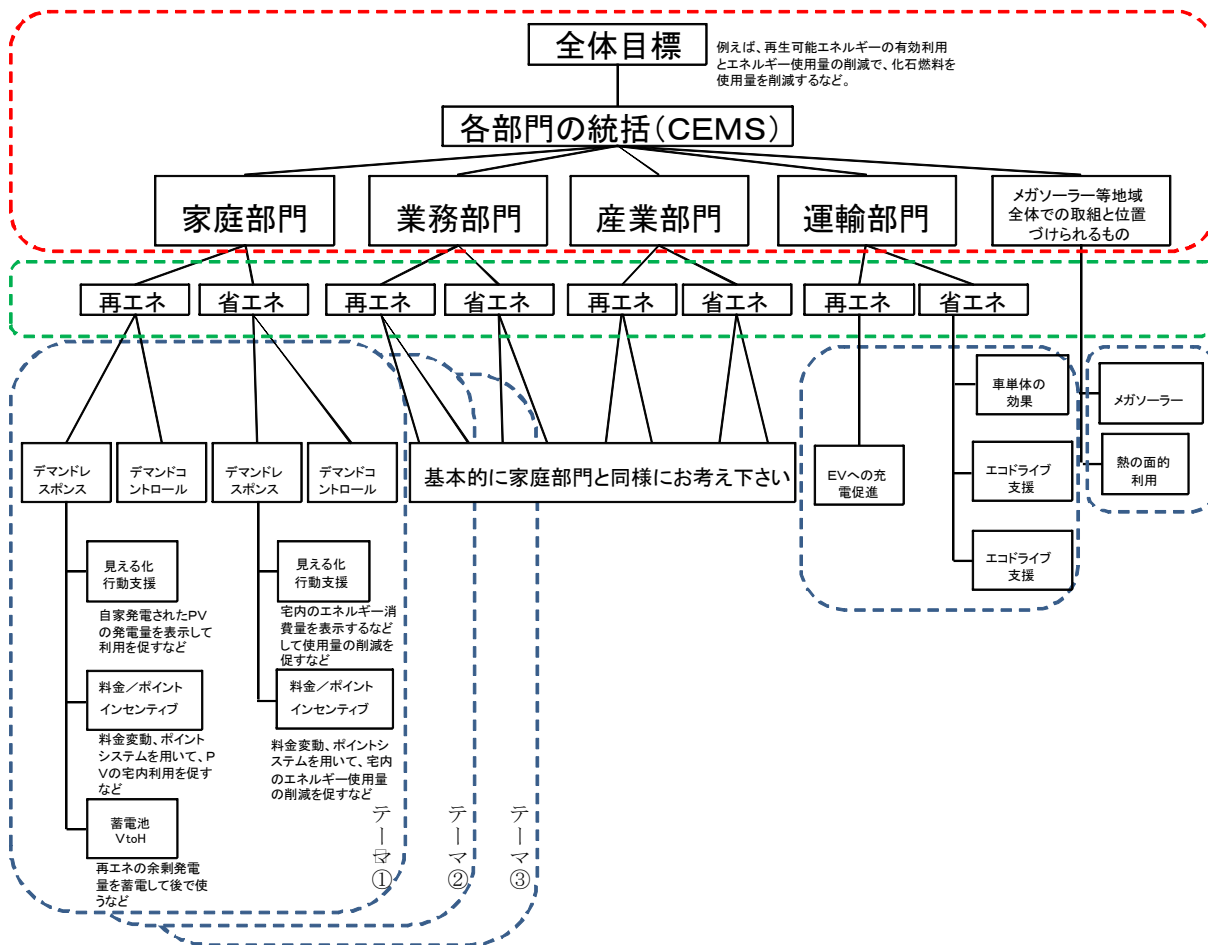
特に不動産開発事業については、分譲・賃貸等、事業形態を含め記載して下さい。

なお、エネルギー情報を活用したサービス事業（省エネ、医療やセキュリティ等）のように、エネルギー供給・管理以外の事業についても必要に応じ記載して下さい（エネルギー供給・管理事業そのものの詳細については、（イ）に記載して下さい。）。

・事業実施主体

スマートコミュニティ事業として複数の事業が含まれる場合には、それぞれの事業毎に、可能な限り実施主体を部門まで含め明確に記載して下さい。特に不動産開発事業の主体が未確定の場合は、調整状況も含め記載して下さい。

- 不動産開発等スケジュール
複数の事業が含まれる場合にはそれぞれ記載して下さい。
特に不動産開発事業については、都市計画スケジュールや設計・施工に要する工期を含め、具体的に記載して下さい。
- 地方公共団体の復興計画等との関係、連携状況
本事業は、地域の復興計画のうちエネルギー管理システムの構築の一部を補助するものであり、事業実施が確保されるには、市町村のまちづくり計画や中長期計画との連携が必要となるため、市町村の計画との連携について記載して下さい。
また、経済産業省、他省庁、県等の予算事業や本事業による補助を受けない企業独自の事業等について、本事業とどのように連携して進めていくかについて記載して下さい。
加えて、マスタープランに沿った事業の実施のための、住民の同意獲得や、行政計画・協定等での担保方針を記載下さい。
- 地元企業との連携
地元企業との連携が見込まれる場合には、それぞれの計画概要を記載して下さい。
- 事業採算性評価
顧客側の費用便益分析も踏まえつつ、事業採算性評価を行い、事業として自立するための課題と対応方針等についても記載して下さい。
このとき、主たるエネルギー事業者の事業と、他の事業の事業主体が同一である等の事情がある場合には、これらを合わせた全体を事業採算性の評価範囲としても差し支えありません。
- スマートコミュニティの定量目標
エネルギー使用量、CO2 排出量、地域の再生可能エネルギー・分散型エネルギーの導入量及び地産地消（家産家消）に係る数値、エネルギー管理システムの防災性能に係る数値等を含めて下さい。
定量目標の定め方については、全体目標の達成について部門毎に行う事業がどのような形で貢献するのか、その関係を明らかにして下さい。
 - A. 各部門を統括する取組（CEMS）
 - B. 家庭部門での取組（HEMS（CEMSとの連携のもと））
 - C. 業務部門での取組（BEMS（CEMSとの連携のもと））
 - D. 産業部門での取組・その他（CEMSとの連携のもと）
 - E. 運輸部門での取組（CEMSとの連携のもと）



(イ) エネルギーシステム概要

※補助事業者毎に作成し提出すること。

※地域エネルギー管理システムに係る申請は『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』における主たるエネルギー事業者、または、主たるエネルギー事業者を含む『I. スマートコミュニティ・マスタープラン策定事業』の申請者合計で議決権の50%を超えるSPC等の事業者を申請者として含むこと。

※「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定されたスマートコミュニティ・マスタープランもしくは「(ア) スマートコミュニティ・マスタープラン (全体概要)」の中での位置づけを明らかにすること。

・システム概要

※最終補助対象期間までに導入が予定される機器・システムを記載するとともに、今回の補助対象期間内に導入されるシステム・機器を具体的に記載してください。

地域のニーズを踏まえた、システムの仕様について記載下さい。このとき、地域エネルギー管理システムについては、次世代エネルギー・社会システム実証事業、次世代エネルギー・技術実証事業又は国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業において実証予定の地域エネルギー管理システムにおけ

る主要な部分を含むことを示して下さい。また、特に以下のシステムについては、それぞれ下記の仕様を満たして下さい。

<再生可能エネルギー・分散型エネルギーシステム>

(以下いずれか)

- ✓ CEMS 等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能であるもの、または、そのための機能拡張が具体的に可能となっているもの。
- ✓ 法令やガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。(例えば、建築物への太陽光発電または太陽熱システム導入を義務づけるソーラーオペレーション条例や、建築物への太陽光発電導入を分譲条件とするまちづくり協定等)

<蓄電池システム>

(以下いずれか)

- ✓ エネルギー事業者が所有もしくは運用するもの。
- ✓ CEMS 等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能であるもの、または、そのための機能拡張が具体的に可能となっているもの。
- ✓ 法令やガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。(例えば、建築物への蓄電池設置を義務づけるエネルギーストレージ条例や、建築物への蓄電池導入を分譲条件とするまちづくり協定等)

<電気自動車等交通システム>

(必須)

- ✓ 電気自動車等交通システムは、移動を伴うことから、EMS 接続時・非接続時のいずれの状態においても、EMS 等や自動車の供給元にかかわらず、かつ、接続相手毎に変換等の仕組みを導入することなく、相互に協調運用が可能であるもの、または、そのための機能拡張が具体的に可能な計画となっているもの。(さらに、以下いずれか)
- ✓ CEMS 等の上位のエネルギー管理システムとの協調運用が可能であるもの、または、そのための機能拡張が具体的に可能な計画となっているもの。
- ✓ システムから住宅等へのエネルギーの外部出力が可能であるもの。
- ✓ 法令やガイドライン等の規制的手法に基づき、事業対象地域において導入されるもの。(例えば、次世代自動車以外の交通を規制するゾーニング条例や、建築物への充電設備導入を分譲条件とするまちづくり協定等)

・導入する機器の仕様について

導入する機器は、以下の標準に基づいたものであることが必要です。

- ✓ 平成22年度「地域エネルギーマネジメントシステム開発事業費補助金(地域エネルギーマネジメントに関する標準化等調査事業)」及び平成23年度「次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金(エネルギーマネジメントシステムに関する標準化等調査事業)」における成果(システム・機器間のインターフェース(データフォーマット、コマンド、接続手順)の基本部分

等の共通化) を、導入するシステムとなっていること。

- ✓ 次世代エネルギー・社会システム協議会の関連研究会である「日本工業標準調査会 スマートグリッド国際標準化戦略分科会」、「スマートメーター制度検討会」、「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」、「総合資源エネルギー調査会」等の研究会等の趣旨と合致していること。例えば、以下の参考1については、電力等使用情報の取得方法をA～Cの3パターンに分けているが、どの方式を用いるのか、導入地域毎に方式が異なることを考慮すること。

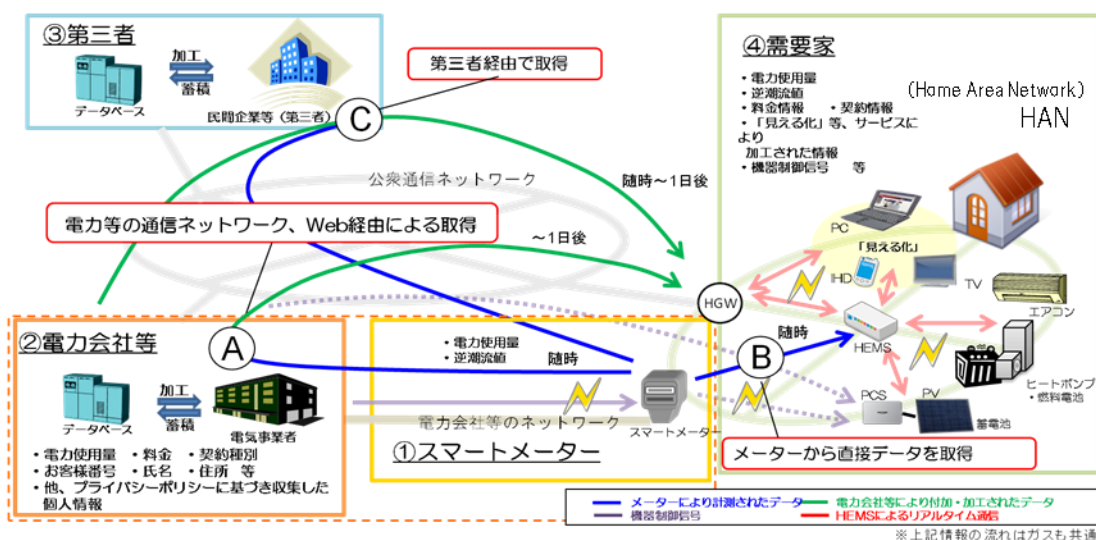
※関連する研究会・審議会の議論の内容、報告書については、以下の URL を御覧ください。

<http://www.meti.go.jp/committee/index.html>

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/13.html

<http://www.meti.go.jp/press/2012/09/20120928004/20120928004.html>

(参考1) 需要家の電力等使用情報の取得方法 (スマートメーター制度検討会報告書より)



・システム導入スケジュール

システムの導入スケジュールについて記載して下さい。このとき、事業計画期間終了後の将来計画がある場合には合わせて記載して下さい。

(3) 事業期間

- 平成24年度の補助対象期間は、交付決定の日から平成25年3月29日(金)とする。
- 補助事業者は、事業年度の終了後5年間、経済産業省もしくはスマートコミュニティ・アライアンスが実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力すること。(なお、事業終了から5年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、

期間を延長することがある。)

(4) その他

提案者は、以下の項目を全て行えることが採択の条件です。

- 本事業を遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 本事業の事業期間の間に事業を完了出来ること。
- 本事業の成果を報告書（目的、事業内容、展開性、運用ルール、共通化検討結果等）として取りまとめること。
- 本事業の遂行に必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
- 本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

4. 補助対象事業者について

本事業の対象事業者は下記（１）～（５）を全て満たすものとします。

- （１）日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主提案法人（幹事法人）とする共同体もしくは任意団体等であること。
- （２）経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- （３）事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- （４）委託契約等で民間会社の実証事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
- （５）事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備させていること。

<注意事項>

- 複数の法人による共同提案も可能ですが、その際は経済産業省及び一般社団法人新エネルギー導入促進協議会から連絡を取る窓口として、代表１社を主提案法人（幹事法人）として決めること。
- 協力関係にある企業等から、同一内容を別々に応募する重複応募は避けること。

5. 補助率及び補助対象経費等について

補助対象経費、補助率、備考は以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

II. スマートコミュニティ構築事業

補 助 事 業			補助率	備考
補助対象経費の区分	費目	内 容		
装置等関係費	設計費	・本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費	2 / 3 以内	・事前調査費等は対象外 ・基本設計費は補助対象外
	設備費	・本事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変・蓄電設備及びこれらに付随する設備の購入、製造（改造を含む）、据付、輸送、保管に要する費用		・土地の取得及び賃借料（リース代）は補助対象外
	工事費	・本事業に必要な工事に要する経費		・建屋については補助対象外 ・既設構築物の撤去費は補助対象外 ・基礎工事については、機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事）は補助対象外 ・植栽及び外構工事は補助対象外
	諸経費	・本事業を行うために必要なその他経費（工事負担金〔電力、水道、ガス〕、管理費〔旅費、会議費等〕）		・工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること ・協議会や業者との打ち合わせのための旅費は対象外 ・振込手数料は対象外 ・通信運搬費、消耗品は対象外
	プロジェクト・マネージャーの事業遂行に必要な経費	・労務費（正・副） ・旅費 ・その他本事業を実施するのに必要な経費（消耗品費、図書費（文献）等）		

※経費の計上に際しては、経済産業省の『補助事業事務処理マニュアル』に従っていただきます。

※補助対象経費は、消費税を含みません。

※採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。固定価格買取制度の設備認定を受け、同制度を活用される場合は1/10以内とする。ただし、福島県における先進的な太陽光発電システムについては1/3以内となります。

6. 応募手続について

この公募は、『Ⅱ. スマートコミュニティ構築事業』について募集の手続きを行うものです。

(1) 応募受付期間

平成25年1月31日(木) [12時必着] まで

※受付時間(平日9:00~17:30)外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余裕を持って送付されますようご注意ください。

(2) 提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号 イムブルコジマ2F

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

スマートコミュニティセンター『スマートコミュニティ導入促進事業』担当宛

(3) 応募書類について

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。また、応募書類の用紙の大きさは全てA4版で統一し、2穴(ISO838)のA4ファイルに綴じてください。
- ②以下の「応募書類一覧表」における応募書類、添付書類については、「10. 応募書類等の提出順序」を参考に一式を束ねて、正本1部(片面印刷)、写し2部(両面印刷)を、電子媒体(CD-RあるいはDVD-Rに限る)については、正本1部、副本1部を提出してください。ディスクのラベル面には、提案地域名、提案テーマ名、提案団体名を表記してください。
- ③応募に係る審査は、応募書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じて対面審査等を行います(応募書類は、できるだけ簡潔明瞭に記入してください)。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「応募書類一覧表」にある応募書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、応募書類は返却いたしませんのでご注意ください。

※虚偽記載等に対する措置

応募書類への虚偽記載等が判明した場合は、審査・選定結果の如何に拘わらず不採択となる場合があります。また、採択決定を通知した後に判明した場合においても同様とします。

(4) 補助事業者の義務等

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項の他、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- ①補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ②補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ③補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日又は平成25年3月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④補助事業に基づく発明、考案等に関して、知的財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業終了後5年以内に行った場合及び補助事業において知的財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度終了後5年間の当該知的財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に知的財産権届出書を提出しなければなりません。
- ⑤交付年度終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告するとともに補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
- ⑥事業化状況の報告により、補助事業の成果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他本事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付しなければなりません。
- ⑦補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- ⑧補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分もしくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。また、原則として補助金の交付を受けて取得した財産を担保に供することは認められません。）
- ⑨補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（委託事業を確定したときの証拠書類の写しを含む。）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑩補助事業に関係する調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。
- ⑪当該事業が整備しようとする補助対象部分、箇所において、同時に国の公的な補助金等の交付を受けることはできません。
- ⑫補助事業終了後の補助金額の確定作業において、補助対象物件や帳簿類の確認が出来ない場合には、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ⑬補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑭補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- ⑮補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札または見積もり合わせによることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札または見積もり合わせ（3者以上の見積もりが必要）によらなければなりません。

⑩ 什器、一般事務用品、パソコン、ソフトウェア等、汎用で利用可能なもので、当該補助事業のみに使用することを明らかに出来ない場合には、補助金に計上することができません。

(5) 財産の帰属等

補助事業を実施することにより知的財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

(6) その他

- ① 補助金の支払は、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となります（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）、また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続、財務省の承認を得た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。
- ② 補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の4月1日から翌年の3月31日まで）に終了するものに限られます。したがって、今回申請に係る経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。
- ③ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（スマートコミュニティ導入促進基金造成事業費補助金（スマートコミュニティ導入促進事業））以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本提案書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。
- ④ 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうか補助金支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は当該補助金の支払いが行えないこととなるので、「補助事業事務処理マニュアル（添付資料）」を熟読のうえ、適正に管理することが必要となります。
- ⑤ 共同申請において、実施者が他の共同実施者の再委託先・外注先になることは、原則、できません。

7. 審査・採択等について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。
なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 応募資格

申請者は「4. 補助対象事業者」についての応募資格を満たしているか。

② 事業内容

提案内容が「2. 補助対象事業について」、「3. 補助対象事業の詳細・採択条件」を満たしているか。

(3) 採択の通知等

- 選定結果については、決定後速やかに通知いたします。
- 原則として、採択された案件については、企業名、事業テーマ等を公表します。

(4) その他

- 同一企業が類似内容で本事業以外の国の補助事業や委託事業と併願していると認められる場合等には、採択時に調整する可能性があります。
- 採択された場合であっても、予算の都合により、補助金額が減額される場合があります。

8. 説明会の開催

本事業の内容、提出書類等について説明を行う予定です。詳細が決まりましたら、当協議会のホームページにてご案内致します。

URL: <http://www.nepc.or.jp/>

9. 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問等に関しては説明会で受け付けます。また、FAXによるお問い合わせも、公募開始日から公募締切の一週間前までの間に限り、下記にて受け付けます（日本語のみ）。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会
スマートコミュニティセンター『スマートコミュニティ導入促進事業』 担当
FAX：03-3984-8015

10. 応募書類等の提出順序について

各事業につき、以下の順序で通しのページ番号を記載の上、提出すること。

II. スマートコミュニティ構築事業

- ① 様式第1 交付申請書
- ② 様式第1 (別紙1) 補助事業に要する経費の配分
- ③ 様式第1 (別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
- ④ 様式第2 実施計画書
- ⑤ 様式第2 (別紙3) 補助事業の経費の配分
- ⑥ 様式第2 (別紙4) 補助事業に要する経費及びその調達方法
- ⑦ 様式第2 (別紙5) 事業実施体制図

1 1. 応募書類等の様式

記載に当たっては編集用ファイルを利用すること。

様式第 1

番 年 月 日 号

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会
代表理事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度スマートコミュニティ導入促進事業費補助金交付申請書

スマートコミュニティ導入促進事業実施細則第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
(2) 全体の事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 補助事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

- ① 補助事業に要する経費
- ② 補助対象経費
- ③ 補助金交付申請額

(注1) 「補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象＋補助対象外）の額を記載すること。

(注2) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1）

6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

- (1) 様式第2の「実施計画書」を添付のこと。
- (2) その他協議会が指示する書面。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会のスマートコミュニティ導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めたスマートコミュニティ導入促進基金造成事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を資源として補助事業者に交付するものです。

様式第 1 (別紙 1)

補助事業に要する経費の配分
(総事業費・個別事業費)

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
装置等関係費				
合 計				

様式第 1 (別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
(総事業費・個別事業費)

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第 1 ・ 四半期	第 2 ・ 四半期	第 3 ・ 四半期	第 4 ・ 四半期	計
装置等関係費					
合 計					

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

様式第 2

実施計画書

1. 補助事業の概要

- ・事業名称
- ・目的
- ・目標
- ・概要

2. 事業内容

(1) スマートコミュニティ・マスタープラン（全体概要）

- ・スマートコミュニティ事業概要
- ・事業実施主体
- ・不動産開発等スケジュール
- ・地方公共団体の復興計画等との関係、連携状況
- ・地元企業との連携
- ・事業採算性評価
- ・スマートコミュニティの定量目標

※「次世代エネルギー・社会システム協議会」において認定されたスマートコミュニティ・マスタープランの一部に修正・変更がある場合、記載すること。

(2) エネルギーシステム概要

- ・システム概要
- ・導入する機器の仕様について
- ・システム導入スケジュール

※総論と詳細に分けて記載すること。

3. 補助事業の事業期間

- ・スケジュール

4. 実施体制

- ・事業実施体制図（プロジェクト・マネージャーを含む）
- ・実施予定場所
- ・プロジェクト・マネージャーについて（氏名、所属、経歴、実績等を記載すること）
- ・事業統括責任者について（氏名、所属、経歴、実績等を記載すること）
- ・業務管理責任者について（氏名、所属、経歴、実績等を記載すること）
- ・従事者数、各人の業務分担

5. 事業費

- ・事業経費の配分
- ・資金調達の予定
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）

6. 事業遂行能力

- ・当該補助事業の内容に関連する事業等の実績
- ・国等からの補助金の受入、委託契約の受託等の実績
- ・経理的基礎（財務能力）

- ・ 経理等事務管理責任者について

7. 添付書類

- ・ 事業実施体制図（別紙5）
- ・ 事業収支計画表（別紙4）
- ・ 事業経費積算内訳（別紙3）
- ・ 事業工程表（追加資料1）
- ・ 申請者の概要がわかるもの
- ・ 最新の決算報告書（登記簿謄本、会社概要パンフレット、定款等）
- ・ 補足資料

様式第2（別紙3）

補助事業の経費の配分

（単位：円）

平成〇〇年度（〇〇〇〇株式会社）

区 分	費 目	補助事業に 要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交 付申請予定 額	備 考
		金 額	説 明	金 額	説 明	積算内訳			
装置等 関係費	設計費 (小計)								
	設備費 (小計)								
	工事費 (小計)								
	諸経費 (小計)								
	プロジェ クト・マ ネージャ ーの事業 遂行に必 要な経費 (小計)								
合 計									
消 費 税									
総 計									

金額の算定根拠（見積書、価格表、カタログ等）を添付する事。

金額は予定されている契約単位毎で記入する事。

補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。

※複数年度に渡る事業の場合、事業全体及び各年度毎に作成すること。

様式第 2 (別紙 4)

補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費)

(〇〇〇〇株式会社)

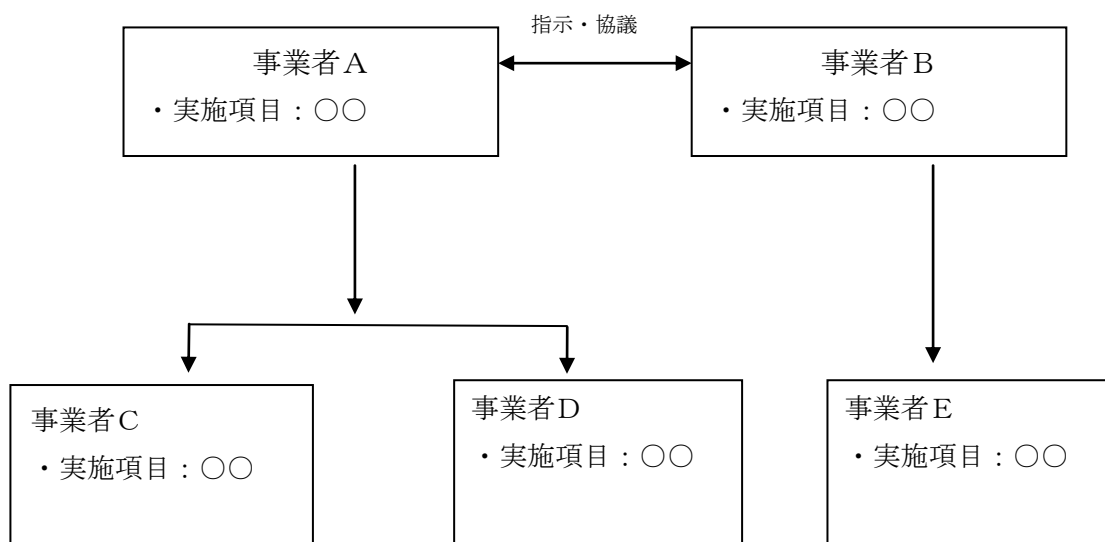
(単位：円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金	小計		銀行名	銀行名	小計			
平成 24 年度												
平成 25 年度												
平成 26 年度												
平成 27 年度												
合計												

様式第2（別紙5）

実施体制の記載例（事業者）

（記載例）



（注）機関毎に、実施項目を記載すること。

従事者代表氏名

氏名	所属・役職（職名）

様式第2（追加資料1）

事業工程表

<平成〇〇年度>

項目	平成〇〇年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

<事業全体>

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度

12. 参考資料

健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表（平成24年度適用）

等級単価一覧表（平成24年度適用）

健保等級適用者 等級	労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円/時間)
	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給範囲額			
			以上	～	未満	
1	340	450		～	81,900	450
2	400	520	81,900	～	94,900	520
3	460	600	94,900	～	107,900	600
4	520	680	107,900	～	120,900	680
5	580	760	120,900	～	131,300	760
6	620	800	131,300	～	139,100	800
7	650	850	139,100	～	148,200	850
8	700	910	148,200	～	158,600	910
9	750	970	158,600	～	169,000	970
10	800	1,040	169,000	～	179,400	1,040
11	840	1,100	179,400	～	189,800	1,100
12	890	1,160	189,800	～	201,500	1,160
13	950	1,240	201,500	～	214,500	1,240
14	1,010	1,320	214,500	～	227,500	1,320
15	1,070	1,390	227,500	～	240,500	1,390
16	1,130	1,470	240,500	～	253,500	1,470
17	1,190	1,550	253,500	～	273,000	1,550
18	1,310	1,710	273,000	～	299,000	1,710
19	1,430	1,860	299,000	～	325,000	1,860
20	1,550	2,020	325,000	～	351,000	2,020
21	1,670	2,170	351,000	～	377,000	2,170
22	1,790	2,330	377,000	～	403,000	2,330
23	1,910	2,480	403,000	～	429,000	2,480
24	2,030	2,640	429,000	～	455,000	2,640
25	2,150	2,790	455,000	～	481,000	2,790
26	2,270	2,950	481,000	～	513,500	2,950
27	2,450	3,180	513,500	～	552,500	3,180
28	2,630	3,420	552,500	～	591,500	3,420
29	2,810	3,650	591,500	～	630,500	3,650
30	2,990	3,880	630,500	～	669,500	3,880
31	3,160	4,120	669,500	～	708,500	4,120
32	3,340	4,350	708,500	～	747,500	4,350
33	3,520	4,580	747,500	～	786,500	4,580
34	3,700	4,820	786,500	～	825,500	4,820
35	3,880	5,050	825,500	～	864,500	5,050
36	4,060	5,280	864,500	～	903,500	5,280
37	4,240	5,520	903,500	～	949,000	5,520
38	4,480	5,830	949,000	～	1,001,000	5,830
39	4,720	6,140	1,001,000	～	1,053,000	6,140
40	4,960	6,450	1,053,000	～	1,111,500	6,450
41	5,260	6,840	1,111,500	～	1,176,500	6,840
42	5,560	7,230	1,176,500	～	1,241,500	7,230
43	5,860	7,610	1,241,500	～	1,306,500	7,610
44	6,160	8,000	1,306,500	～	1,371,500	8,000
45	6,510	8,470	1,371,500	～	1,449,500	8,470
46	6,870	8,940	1,449,500	～	1,527,500	8,940
47	7,230	9,400	1,527,500	～		9,400